



長野県報

4月20日(月)
平成27年
(2015年)
第2667号

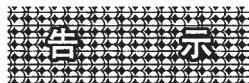
目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の名称変更（医療推進課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間（監査委員事務局）	3

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施（薬事管理課）	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	4
都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（6件）（農地整備課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	7



長野県告示第213号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院の名称が次のとおり変更されました。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

名 称		所 在 地
変 更 後	変 更 前	
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターあづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	北安曇郡池田町池田3207番地1

医療推進課

長野県告示第214号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市常盤字火打山7003から7005まで、字渡り沢7016・7017の

ロ・7019（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7014、7015、7017のイ、7018、7020、7023から7025まで、字赤嵐7031（次の図に示す部分に限る。）、7033、字坂頭7036から7038まで、7038の2、7042、字渡沢口7089（次の図に示す部分に限る。）、7044、字山ノ神裏7088・7090・7091（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7087、7092の1、字塔城7095の1（次の図に示す部分に限る。）、7093の1、7093の2、7094の1、7094の3、7097の2、字仏崎7103の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字火打山7004(次の図に示す部分に限る。)、字渡り沢7017のイ・7018・7020(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、7016、7017のロ、字赤嵐7033(次の図に示す部分に限る。)、7031、字坂頭7036から7038まで・7038の2・7042(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字渡沢口7044(次の図に示す部分に限る。)、7089、字山ノ神裏7087・7092の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、7088、7090、7091、字塔城7093の1・7094の1・7097の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、7093の2、7094の3、7095の1、字仏崎7103の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第215号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123の332

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第216号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草1416の2、1435の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第217号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町開田高原西野1003の2、1005、1006の1、1006の2、1007の1、1009から1011まで、1012の2、1059の31から1059の36まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

開田高原西野1009から1011まで・1059の32・1059の33(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第218号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上田市真田町傍陽傍陽山1518の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**公告**

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成27年4月20日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

平成27年8月6日（木）午前10時から正午まで

2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
飯田市	長野県飯田合同庁舎（飯田市追手町2-678）
松本市	長野県松本合同庁舎（松本市島立1020）
長野市	長野県庁（長野市南長野幅下692-2）

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 答題試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質、貯蔵並びにその他取扱い方法
- (2) 実地試験（筆記方式）

毒物及び劇物の識別並びに取扱い方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの）
- (2) 受験手数料

10,800円（長野県収入証紙により納付してください。）
- (3) 受付期間

平成27年6月1日（月）から6月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成27年6月12日までの消印があるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

- ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月20日

長野県監査委員

田口敏子
上野紘志
西沢昭子
垣内基良

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
山中崇	安曇野市豊科光1958-21
柄澤涼	長野市神楽橋75-67
望月なつえ	松本市会田700

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年4月15日から平成28年3月31日まで

監査委員事務局